

第28回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース
議事概要

1. 日時：令和5年11月10日（金）15:00～16:37
2. 場所：※ 中央合同庁舎8号館8階特別中会議室（オンライン会議）
3. 出席者：

（委員）大林ミカ、川本明、高橋洋、八田達夫
（政府）内閣府特命担当大臣（規制改革） 河野 太郎
（事務局）規制改革推進室 次長 渡辺 公德
 規制改革推進室 参事官 山田 正人（司会・進行）
（ヒアリング対象者）

議題1.

農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 課長 清水 浩太郎
 林野庁 治山課 課長 河合 正宏
 保安林・盛土対策室 室長 谷 秀治

議題2.

テスラモーターズジャパン合同会社 ジャパン エナジーカンントリーマネージャー 藪野 満
 APAC Territory Manager, Field Service Energy Products 友藤 恭介
 シニアセールスエンジニア 山口 和宏
 シニアプロジェクトエンジニア 天野 裕基
 シニアプロジェクトエンジニア 森本 道途
 Public Policy & Business Development部門 マネージャー（APAC 統括）永岡 聡一郎
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 課長 兼
 省エネルギー・新エネルギー部 制度審議室 室長 小川 要
 省エネルギー・新エネルギー部 政策課 課長 兼
 新エネルギーシステム課 課長 稲邑 拓馬
公正取引委員会事務局 経済取引局 調整課 課長 天田 弘人

4. 議題：

1. 農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の策定に係るフォローアップ
 - 農林水産省 説明
 - 質疑応答
2. 蓄電池の大量導入に向けた系統連系に係る認証手続等の在り方について
 - テスラモーターズジャパン合同会社 説明
 - 八田構成員 説明
 - 質疑応答

5. 議事概要：

○山田参事官 ただいまから、再エネ規制総点検タスクフォースを開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中のところ、御参加いただき誠にありがとうございます。

今回のタスクフォースは、オンライン形式で開催しております。

また、本タスクフォースは、内閣府規制改革推進室のユーチューブチャンネルにおきまして、オンライン中継を実施しております。御視聴中の方は、動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日は、河野大臣に御出席いただいております。また、少し遅れて石川副大臣も御出席予定と聞いております。

河野大臣から御挨拶をお願い申し上げます。

○河野大臣 規制改革担当大臣の河野太郎でございます。今日はお忙しい中、御出席ありがとうございます。

今日は議題が2つ、最初の議題が農山漁村における再生可能エネルギーの導入目標の策定とそのフォローアップということになります。2つ目が、蓄電池の大量導入に向けた系統連系に関する認証手続の在り方、この2つの議題について御議論をいただきます。

最初の議題につきましては、大分前から規制改革実施計画にも記載をしておりますが、農山漁村について、再生可能エネルギーの導入目標を策定するということになっておりますので、進捗状況を農水省から報告いただいて、議論をしていただこうと思います。

2つ目の議題につきましては、再エネの普及の観点から、蓄電池というものの果たす役割というのがそれなりに大きいと思いますけれども、電力系統に接続する際の手続に多大なコスト、あるいは時間がかかっているという声が寄せられております。既存の認証の手続の改善、電力系統への円滑な接続に向けた方策を議論していただきたいと思います。

各省庁の皆様には、なぜできないのではなくて、どうすればできるのかという議論をしっかりとやっていただきたいと思います。そこのところはしっかりよろしく願います。

○山田参事官 ありがとうございます。

本日、御発言される方は、マイクをオンにして、御発言される時以外はマイクはミュートにし、出席者は、カメラはオンでお願いします。ハウリングを避けるためにイヤホンの使用に御協力ください。

議題に入ります前に、最初に事務局から御報告がございます。まず、前回のタスクフォース以降、個別分野の規制改革が進展した件について、資料1にまとめて配付させていただいております。本日、説明は時間の関係で割愛させていただきます。

それでは、本日1つ目の議題である農山漁村における再エネ導入目標に係るフォローアップにつきまして、農水省から5分以内で御説明をお願いいたします。

○農林水産省（清水課長） 農林水産省の環境バイオマス政策課の清水でございます。本日はよろしく願います。

それでは、議題1について、資料2のほうで御説明申し上げます。表紙をおめくりいただいて1ページ目をお願いします。これまでもこのタスクフォースでも御説明してきたとおり、農林水産省では、農山漁村再エネ法という法律を所管しており、この中で農林漁業の健全な発展と調和の取れた形で農村の活性化にも資する形での再エネ導入を積極的に促進しているところでございます。

この法律の施行状況について、これまでもちょっと数が少ないといった御指摘をいただいてまいりました。その後、こちらにあるとおり、仕組みとしてはこの基本計画をまず市町村でつくっていただきます。この数が現在87まで増えてきております。そして、その基本計画に従って発電事業者が発電所の設備整備計画をつくっていただきますけれども、これは4年度末で100を超えまして、107というところまで来ております。その内訳がその下の表にございますけれども、太陽光、風力、バイオマスを中心に認定をされておきまして、売電についても、いわゆる稼働しているものも数で言うと約9割となってきたところでございます。まだまだ伸ばしていく必要があると思っております。引き続き推進してまいります。

なお、この農山漁村再エネ法基本方針というものが大臣告示でございますけれども、この中でいわゆる再エネ導入目標を既に設定はしております。現行の目標は、このページの一番下にありますとおり、今年度令和5年度が目標年度になっておきまして、再エネの収入のいわゆる売電収入の経済規模を600億円にするということで、これを目標に掲げて今、取り組んでいるところでございます。

次の2ページをお願いいたします。この再エネ法以外の最近の農水省での再エネをめぐる動きといたしまして、これは去年も御説明いたしましたが、2年ちょっと前ですけれども、令和3年5月に農水省でみどりの食料システム戦略というものを策定しております。これはいわゆる環境にやさしい農業だけではなくて農村、あるいは生産者から消費者まで全ての段階で環境負荷を軽減していこうという戦略でございます。この中には当然食料・農林水産分野における2050年カーボンニュートラルへの貢献、そして再エネ、持続可能なエネルギーの調達についても明記をしております。

令和4年4月、去年の4月にはみどりの食料システム法という法律も成立して、再エネ導入を含みます現場での取組を税制、金融等で支援する取組がスタートしております。

右側にはみどりの食料システム戦略の2030年KPIを昨年の6月に定めております。この中では、そこに書いてありますとおり、我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた農山漁村における再エネの導入を目指すといったことで、定性的な目標ではございますけれども、これは導入拡大をはっきり打ち出したぎりぎりの前向きなものだということで設定させていただいております。

また、今年2月に閣議決定されましたGX基本方針の中でも、食料・農林水産分野において、みどり戦略等に基づいて農林漁業における脱炭素化を進めているということも位置づけさせていただいております。

最後に、3ページを御覧ください。目標設定に向けた検討状況でございます。ただいま説明いたしましたとおり、農水省において再エネの基本方針の目標は、今年度が目標年次になっております。したがって、これは見直していかなくてはならないということで、こちらのほうにこの再エネ目標を設定するというので、これは今年の規制改革実行計画にまさに指摘いただいているとおりの内容で現在検討を進めております。

この基本方針の目標の内容ですけれども、ここに書いてあるとおり、先ほど御紹介したみどりの戦略の2030KPIが今の農水省としての最新のKPIでございます。今ある手元の案としてはこれではないかなと考えております。

一方で、もっと定量的な目標ということはおかねてから再三御指摘いただいております。それについてはしっかり踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますが、最後の黒ポツにあるとおり、これまでも申し上げてきましたが、再エネ適地の減少、あるいは地域住民の反対等の動きがございます。そういう中で事業規律の強化が課題になっておりますし、FIT制度についても買取価格は下がってきていて、今後、卒FITが出てくる、あるいはそういう事業規律の強化も再エネ特措法で今、改正もされております。そうした中で、現場ではFIT中心から大きく動いている状況だと思います。そういう中で農山漁村でいかに地産地消型の前向きな再エネ導入を経済的にも成り立つビジネスモデルとして確立するかということをお農水省でもしっかり考えていかなくてはならないと思っております。

②では、現在、農水省で食料・農業・農村基本法を20年ぶりに改正するというので、次期通常国会提出に向けて検討を進めております。この中では当然食料安保などという農水省の政策はもちろんですけれども、農村政策も含めて幅広い議論が今、行われております。そうしたものととの整合についても当然留意しながら検討してまいりたいと考えております。

十分な検討状況でないことは自覚しておりますが、今日もまた先生方から御意見をいただいて、今後の検討に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

委員の方から御発言はありますでしょうか。

大林さん、お願いします。

○大林構成員 大林でございます。農水省の方、御説明ありがとうございました。非常に様々な周辺状況を勘案しながら検討を進められていると認識いたしました。

ただ、残念ながら、私どもが農水省の方々と今の第6次エネルギー基本計画が策定される過程の中でいろいろお話をさせていただいた中では、エネルギー基本計画の第6次の策定を待ってから、再生可能エネルギーの導入目標を定めていくという御説明を受けていたと思います。これは閣議決定されている内容となりますので、エネルギー基本計画が2年前の10月に閣議決定された後も目標が策定されていないということは、非常にゆゆしき問題だと思います。検討が十分ではないということは認識しているとおっしゃっていたわけ

ですけれども、十分ではないというところを超えて非常に問題があることになっているのではないかと思います。

さらに、令和2年12月には再エネタスクフォースでそういったお約束をするということも議論しているわけですね。ところが、何年たっても目標は策定されていない。令和4年には令和4年度の措置を目指すと言われた。今日の御説明では今年度中ということですので、年度内をめどに策定いただきたいと思っております。

また、御説明いただいた目標の設定の中身なのですけれども、本日、農水省の方からお話しいただいたところでは、農林水産省の関わる分野における再生可能エネルギーの導入目標ではなくて、農山漁村再エネ目標に基づく基本方針の目標の見直しというところ限定されてしまっていて、内容が後退しているのではないかと懸念がございます。食料安全保障の問題、あるいは地域における再生可能エネルギーの反対といったことも鑑みながら再生可能エネルギーを導入していきたいとおっしゃっていたのですが、日本の国土の8割が農林水産省さんが管轄されるといった面積をカバーしているという状況になりますので、まさにこの再生可能エネルギーが農水省さんのイニシアチブで目標設定されずに導入されなければ、むしろエネルギーの安全保障や、あるいは私はこれは食料の健全な安全保障にも関わるかと考えておりますが、気候変動の激甚化を考えると、農業や水産業に対する影響というのは非常に大きいわけですね。そういったところも鑑みながら、むしろ農水省がリーダーシップを取って、再生可能エネルギーをどうやって入れていくべきなのかと、自治体が目標値を定めるのを待ってそれからという話ではないのではないかと考えております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

農水省からコメントはありますか。

○農林水産省（清水課長） ありがとうございます。

私も令和2年、令和3年のときも担当しておりましたので、当時の経緯はよく存じ上げておまして、まず年度については今年6月の規制改革実施計画でも令和5年度内の措置を目指すとありますので、これはしっかり尊重してしっかり検討してまいりたいと考えております。

また、再エネ法の基本方針ということで、これは全然後退しているという気持ちは全くございません。もちろん農水省がコミットできる形の目標としては農水省がイニシアチブを取って、農山漁村の再エネを拡大していくという点ではいささかも変わっておりません。特にいわゆる先ほど農地や森林が出てまいりましたけれども、我々としては農地、森林を使って再エネ導入をするだけではなくて、それもありますけれども、農山漁村で着目しておりますのは、農山漁村でもいろいろな形で再エネを導入する余地はあると思っております。農水省としては広く農村全体を見て、エネ庁や環境省などとも連携をして、広い目線で農村全体にいかにかに再エネを入れていくかということをしてFIT制度等も見ながら前向きに検

討していきたいということで取り組んでおります。

再エネ法は、ちなみに環境省、経産省と共管でございますので、この基本方針を改定していくに当たっては、まさに農水省がイニシアチブを取って、関係省庁も巻き込んでしっかり検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山田参事官 川本委員。

○川本構成員 ありがとうございます。

大林委員と同じ趣旨なのですが、やはり現状について、これだけ長い期間がたったってまだ当時議論した目標ができていないというところについては、十分反省していただきたいなと思っております。

当然ボトムアップで市町村が作っていくということになります。他方、まさになぜこの農山漁村再エネ導入法というのがあるかという意義は、重々御承知のとおり、国全体として国際社会にも約束をしていて、日本として推進すべき農山漁村における再生エネルギーの規模というものを国全体として掲げるところにこの政策の意味があると考えております。従って是非その中身についても、キロワットというエネルギーの単位で、目標を年内に設定することにコミットしていただきたいと思っております。

以上です。

○山田参事官 農水省から何かありますか。

○農林水産省(清水課長) 川本委員の御意見もしっかり踏まえて検討してまいりますが、1つ我々の悩みとしてお聞きいただきたいのですけれども、そういうキロワットとか、量的な目標については、先ほど申し上げたFIT制度も今後FITから脱FIT、いわゆるPPAの手法というのが主流になってまいります。そうしますと、キロワット単位、あるいはキロワットアワーで農村地域での再エネの導入量というものを捕捉するのがかなり難しくなってくるのではないかなということは懸念しております。

その中で、さすがに目標として設定した以上は、その後、しっかり進捗管理をしてコミットできるようにしなければいけないのですが、そういう進捗管理するツールというのが今のFIT制度や再エネ導入の実態を見ているとなかなか難しいのではないかなということも一つの悩みとして抱えております。そうしたことも踏まえてしっかり検討していきたいと思っております。

以上です。

○山田参事官 大林さん、お願いします。

○大林構成員 簡単に申し上げたいと思っております。

農水省の方が説明して下さった最後のページにそういったことも書かれているわけなのですが、まず、農林水産省の管轄の農村部において自然エネルギーを入れていく、そのキロワットを把握するのが難しいと。それはPPAで買われるので、電気が外に流れていくからということをおっしゃっているのでしょうか。私自身はもちろん地産地消型の再エ

ネ導入のビジネスというのは非常に重要だと思うのですけれども、地産地消はもう当たり前なのだと思うのですね。その段階をやって、その次には地産他消というか、むしろ農村部門から自然エネルギーを外に出していくといった拡大の在り方ということが望まれていると思います。

私は今、洋上風力についてかなりいろいろ政策提言させていただいて、御省の方々とも意見交換させていただいておりますけれども、むしろ積極的に洋上風力なり自然エネルギーを推進していくのだという観点から、相手のステークホルダーの方々に対して気候変動の激甚化等の自然エネルギーの重要性を話していただくといった立場に御省がなっただけだとありがたいと思っております。積極的な推進をぜひよろしく願いいたします。

○山田参事官 今日には次の議題もありますので、この議論はこの程度とさせていただきたいと思いますが、最後に大臣から御発言をお願いしたいと思います。

○河野大臣 ありがとうございます。

前回、規制改革担当大臣をやっていたときに、エネ基を踏まえてやりましょうという話だったものですから、今日はその目標数値を達成しているの、どうなのということのフォローアップだと思っておりましたら、それすらないというのでちょっとびっくりしております。

農山漁村の再エネ法のなんちゃらというのはやっていただければいいと思いますけれども、令和3年のときのエネ基の策定を待ってやりますと言っていた約束はきちんとやってもらわないと手形は落ちないということになりますので、再エネタスクでやってもらうのか、再エネタスクと今度のデジタル行財政改革で官邸とも相談しながらそこで数字を決めてこれをやってくださいという形にしたほうがいいのか、ちょっとそこはいろいろ御相談をこれからさせていただきたいと思います。

今日はびっくりしておりますして、達成率の議論かと思っておりましたので、そのところはまたこの後、御相談させてください。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

それでは、お待たせいたしました。2番目の議題に移りたいと思います。農水省の皆さん、ありがとうございました。

2番目の議題につきまして、テスラモーターズジャパンから説明を10分以内でお願いいたします。

○テスラモーターズジャパン合同会社(永岡マネージャー) テスラの永岡でございます。本日はお呼びいただきましてありがとうございます。

今回、蓄電池の大量導入に向けた系統連系に係る認証手続の在り方ということで、弊社は主にアメリカ、ヨーロッパ及び豪州等で家庭用・産業用蓄電池を展開しております。日本でも展開しておりますが、諸外国と比べてもろもろ系統連系等に係る課題があると感じるところがございます、その課題と御提案というテーマで資料4に沿って説明させてい

ただきたいと思います。

早速ですが、問題意識になりまして恐縮ですが、このスライドを示します。具体的に日本国内で蓄電池を普及するに当たって日本固有の制度がもろもろございまして、これが事業者サイドにとって負担になっておりますし、最終的には消費者の負担増になっているのではないのかと考えております。

具体例としてここに4つ明示しております。1つ目が、家庭用蓄電池導入に対する大半の補助金が、製品安全の要件として日本独自規格であるJIS規格のみを採用しております。

2つ目が、製品認証（安全及び系統連系）の取得が実質国内の特定機関、名指しで申し訳ないですが、JET様のみ可能であり、かつ、試験内容がブラックボックス化しております。これは後ほど触れます。

3番目ですが、部品改良の場合でも一からの認証再取得が必要。これも日本固有の事例で、非常に事業者にとって多くの負担になっています。

4番目が、一般送配電事業者から日本固有の製品品質（設計レベル）の全数試験データが要求されているというところがございます。

次のスライドで、こういった要因で具体的に日本の蓄電池が高くなっているのではないのかというものを示したものがこちらの表になります。縦軸が1,000円です。横軸が各メーカーになります。個別名は伏せております。これはどう比較しているかということ、各商品を蓄電池の容量で割ったもので、いわゆるキロワットアワー単価となっております。よって、機能などの比較はしていないので、純粋なapple to appleの比較になっていないということは御承知ください。

見ていただきますと、これは弊社のTesla Powerwall商品が赤枠になりますが、アメリカと日本市場ではほぼ同じ価格になっています。見ていただくと、こちらの国旗は日本市場の各商品の価格になりますが、A社からG社でおおむねB社以降が主に日本の企業の価格になっていますが、約9割以上商品価格が高くなっているという状況です。

さらにもう一点注釈させていただきますと、某外資メーカーの商品を弊社調べで見ると、中国と日本の双方に出資しまして、日本市場の商品価格は実質同一の商品にもかかわらず、倍以上の価格になっている。これには先ほど申し上げた日本固有の認証やいろいろな手続を取得した結果、これが開発費に乗っているのではないのかなと推測しております。

具体的なところは次項以降で詳細を弊社のカンントリーマネジャーの藪野から説明させていただきます。

○テスラモーターズジャパン合同会社（藪野エナジーカンントリーマネジャー） 藪野でございます。よろしくお願いいたします。

では、詳細を御説明させていただきます。

まず、補助金要件での課題でございます。こちらは家庭用蓄電池に関します国や自治体からの補助金でございますが、こちらの安全基準に対しまして、JET認証、JIS規格しか受け付けていないということでございまして、国際的な規格であるIEC、UL、IEEEといったと

ころは認められていないという状況でございます。安全基準を満たした我々のようなグローバルの海外製品の場合、この補助金要件を適用するために、新たに基準の二重対応というところが必要になってございまして、これが追加の認証ということでかなり負担増になっているのではないかと推察してございます。

ちなみにこのJET認証は3つの建物になっていまして、一つがJIS8715を中心としました部品認証、2つ目がS-JET認証、JIS4412というところの認証、3つ目がJETの低圧連系、それと保護装置というところのJET認証でございます。こういったところで、主には1と2のところ補助金の対象として取得される条件となるケースが多いと思っております。ちなみに大型の蓄電池では家庭用電池と異なりまして、このような状況ではなくて一般的に国際規格が受け入れられているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。これは一例といたしまして、弊社のところが最新の高品質・低コストのセルを導入しようとした場合のケースでございます。これは一部セルを入れ替えるというのはよくあるのですけれども、こちらのほうでセルを入れ替えた場合、これは認証機関との技術レビューを踏まえた結果ではございますけれども、国際規格のところでは影響がセル単体でありますねということで、燃焼試験のみ完了という形で認証をいただけるというところでございますけれども、JETの場合は一から全て取ってくださいという形でございまして、こういったところは技術の進化に伴いまして低コスト・高品質のものを新たに導入する阻害要因になっているのではないかと考えてございます。

次をお願いいたします。安全認証取得要件及びJET系統連系認証の課題でございます。

まず1つ目、JETの実質的な独占状態というところでございます。こちらは、JIS規格につきましては第三者認証機関というところが複数あるというところはあるのですけれども、実際に系統連系規定に基づいた認証というのは事実上JETが独占しているという状況でございます。これにつきましては、さらにJET以外で発行されたJET認定書を持っていても、JETで追加で試験するというのではなくて、初めから全てJETでやりますと言われてしましまして、さらにコストがかかっていくという状況でございます。

加えまして、弊社の経験では、JET試験内容が完全にブラックボックス化されておりまして、試験方法が不透明・不明確というところがございます。こちらは海外の認証のように各メーカーの工場試験でもって試験をパスするという透明性というところが担保できていないというところがございます。

2つ目に、認証取得にかかる費用が高額というところで、500万円から1000万円程度と弊社のほうで理解してございます。こちらは新たに部品等々が公開になりますと、また一から同じようにかかるということで結果的に非常に高価になるというところがございます。

次に、3つ目でございます。試験期間の長期化というところがございます。これは安全認証が約6か月で、系統連系認証が9か月ということで、非常に長い時間がかかるということで、一般的に海外の認証等でございますと3か月等で認証が降りるところがこのように長期化しているということで、これもさらにこういう新しい部品を導入する、あるいは

新しい試験、新しい品質のものを導入することを妨げている要因になっているものと考えてございます。

次をお願いいたします。4つ目では、JET認証を取得した後のことを申し上げております。JET認証を取得した後も同じように全数試験が求められるということで、こちらは当然製造品質に関わる部分での試験、例えば完成品検査といったものは通常の試験で行うというのが普通なのですが、日本の場合、これを製品品質に関わるいわゆるタイプテストのようなものを全てのインバーターに対して実施することが求められておまして、弊社では、日本用に専用テストラインというものを新たに敷設いたしまして対応しているということが実情でございます。このラインにつきましては数百万から数千万という設備投資が必要でございますし、日本用ということで改めてそのラインの装置に蓄電池を持って行ってテストをするというところで、非常に生産効率を落としているという事例がございます。

次に、5つ目でございます。製品改良時の認証方針の手間というところで、これは先ほど申し上げたように、部品の交換に対しまして一から全てテストをする必要があるということで、こちらが大幅なコストダウンにつながる変更がなかなか容易にできないというところでございます。

以上をもちまして、御提案としましては、国内で安価かつ高性能な蓄電池を流通させるためには、以下の事例を導入いただくというところを提案したいと考えてございます。

まず1つ目、家庭用蓄電池認証の安全基準取得にごさしまして、JIS規格以外の国際的な海外規格の受入れ。これはIEC、UL認証、IEEEといったところを受け入れていただくというところでございます。

2点目、補助金要件といたしまして、JIS規格同等の国際規格、これは1とも連動しますが、IEC規格等の受入れをしていただきたいと考えてございます。

3つ目、一般送配電事業者による系統連系に対しまして、いわゆるシリアルテストと言われているタイプテストの型式認定のレベルからのテストというのは撤廃していただきたいと考えてございます。

4つ目です。JIS認証を受ける場合でも、その他の認証機関でも実施したものを認めていただきたいと考えてございます。

5つ目、JET認証におかれましても、小さな部品、主要部品も含めてそれぞれで必要なテストというものを見極めまして、それに絞った試験で再取得を促していただきたいというところでございます。

御提案は以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○山田参事官 ありがとうございます。

本日、御登壇はいただいておりますが、国内の蓄電池製造事業者からも同様の要望が事務局に寄せられていることを御報告させていただきます。

続きまして、委員を代表して、八田委員から提言について御説明をお願いします。

○八田構成員 どうもありがとうございます。

1 ページのおしまいのほうを御覧ください。私共の提言は、日本の蓄電池設置に関わる規制制度が不透明であって、諸外国に比べて認証にコスト、時間がかかるという状況を改善すべきだというものです。

今、テスラさんからも御説明がありましたけれども、系統連系技術要件への適合性の確認に、諸外国では1か月程度で済むのに日本では半年かかる。ほかの確認以外のことも全部含めると、認証プロセスに外国では3か月で済むのに、日本では1年かかるということです。また、その費用が諸外国では数十万円以下で済むし、無料であることもありますが、日本では第三者認証を受けると500万円から1000万円ぐらいかかってしまう。これは日本での蓄電池の活用を妨げています。しかし、同時に我が国の定置用蓄電池メーカーの海外進出を妨げるコスト要因にもなっております。

そもそも電池は2つに大きく分類できます。一つは可動用で、例えば自動車の蓄電池やパソコン用のものなどがあります。それ以外が定置用です。定置用は家庭で使うこともあるし、産業や商業施設の工場やスーパーなどで使うこともございます。再エネ発電所に併設する場合もございます。

本提言では、大きく分けて2つあります。

一つ目は、蓄電池単体の安全基準です。これはメーカーに対しては電気用品安全法で、設置者に対しては電気事業法で義務づけられています。

二つ目は、グリッド・コードと言われるものです。系統に接続するときに必要な技術要件であるコードが定められていて、これに適合しているかどうかを、各送配電事業者が個別協議でチェックします。それを簡易化する手段として、第三者認証も受け入れるという仕組みになっています。ところが、第三者認証を行う機関は、先ほどから話に出ているJET（一般財団法人電気安全環境研究所）という機関のみです。ここが行っている認証をJET認証といいます。

提言をいよいよ御説明します。まず、単体の安全基準についてです。

第1は、国や自治体の補助金で国際基準を満たすものを受け入れていないものがあるので、それを受け入れるようにすべきであるというものです。

第2は、単体の安全性基準は、グリッド・コードとは独立した基準なので、JET 認証は、系統連系に必要な技術に絞った試験にすべきで、安全性基準は別な機関で取ってもよいことにすべきだというものです。現在JETは、JET 認証において、安全基準までJETでやれとっています。すなわち、本来系統連系に必要な技術要素以上の試験を今は求めています。

第3は、JETが自主規格の認証において蓄電池の小さな部品変更に対する都度認証の再取得の要求をやめるべきだというものです。この要求は、元来のJIS規格の要件を超えています。こういうことは技術進歩が非常に激しいこういう分野では、大きな参入障害になっています。

次に、グリッド・コードについての提言ですが、日本ではこの確認に関して、先ほどから申し上げているように、お金もかかるし時間もかかります。しかし、一般送配電という

サービスには、エッセンシャルファシリティであるという観点から、地域独占が認められています。その代わりに、最終的に消費者が払う、様々な費用はなるべく低く設定しなくてはならないので、そのコストに関しては政府が元来は規制すべきです。提言は、その観点からいたします。

第1に、個別協議に要する期間が外国と比べて非常に長い原因を究明して、是正すべきです。当局が送配電業務指針で定められる個別協議に必要な申込みから回答までの期間の妥当性について、利用者が負担するコストと期間が必要最小限になるように規制することです。独占企業に対するコストの規制は政府がやるべきことです。これは民々のことだからと放っておくわけにはいきません。

第2については後でお話します。

第3に、JETが、第三者認証機関として、独占的地位を得ていることの原因について、経済産業省は解明し、他の認証機関も参入できる仕組みにすべきです。JETによる第三者認証機関の独占のために、競争原理が働いていないからです。この際、独占禁止法上問題となる事実が認められた場合は、公正取引委員会は、厳正・的確に対処すべきです。

第4に、送配電事業者がJETに対して、認証手続きにかかる費用と期間の公表と、JET認証の取得に必要な具体的要件の列举とを要求することです。これによって、現在のように、JETがグリッド・コードで求められること以上の内容を応募者に求める事を防止できます。

第5に、全数試験を不要にすることです。こんなものは外国ではやっていないわけですから、非常に不要な金がかかっているということになります。

さて、先ほど飛ばした第2は、外国のように自社での検査・試験・確認による自己認証結果を登録する仕組みをきちんと作り、最終的には個別協議を省略することです。外国では、蓄電池を設置する事業者が自社のところでテストして、自己認証をし、その結果をきちんと報告して登録することを義務付けるという制度がある。したがって、JETに対応するようなものがないので、非常に短い期間で安くできるようになっている。日本でもそうすることが、根本解決になるのではないかと考えております。

実は日本では、個別協議に自己認証を用いることはできなくはないのですが、そういうことができるということが知らされていないから、大抵はJETに頼ってしまう。取り敢えずは、直ちにこれを周知する必要があります。

以上が私どもの提言でございます。

ありがとうございました。

○山田参事官 八田先生、ありがとうございました。

なお、本日、出席はいただいておりますけれども、JETからも参考資料1が提出されております。

以上を踏まえまして、質疑応答に入ります。残り40分強でございますけれども、効率的

に意見交換できればと思います。発言者はこちらから指名させていただきますので、御発言を希望される方は「手を挙げる」機能で挙手をお願いします。質問と回答は簡潔にお願いいたします。

本日の議論の進め方としては、委員意見書の後半の提言の項目に沿って論点ごとに議論させていただければと思います。

まず、提言の項目の「A. 蓄電池単体の安全基準」の部分の提言内容について、経産省から何かコメント、反論などがございましたら、お願いしたいと思います。

○経済産業省（稲邑課長） 資源エネルギー庁の省エネ・新エネ部の稲邑と申します。今日はお時間をいただきましてありがとうございます。

こちらの提言の①の補助金制度における国際基準の受入れという項目について、今の対応状況を御説明させていただきます。我々のほうでは、家庭用蓄電池を含めて蓄電池が日本の電力システムに果たす大きな役割に鑑みてこの導入を進めるとともに、関係産業を伸ばしていこうということで支援施策をやっております。今の要件のところの議論でございますが、こちらは御指摘を踏まえて対応をどういうふうにできるかというのを検討しているところでございます。実はこの項目は先週の水曜日に内閣府の事務局の方から伺ったところでございまして、ここにあるようにJISとIECの違いや、違っている部分でそれが合理的なのかどうかということ踏まえてどういったことができるかというのを検討させていただきました。

今の状況を説明させていただきますと、まず、このJIS規格自体は、家庭用蓄電池システムの安全性について規定しているものでございます。こちらは2021年につくられたものでございます。このJIS規格が家庭用蓄電池の補助金の中で要件としているもので、大きく2つのパーツに分かれておまして、一つは電池のセルそのものの安全性、もう一個は電池のセルを組み上げた箱とソフトウェアを合わせた蓄電池システムについてのJISでございます。前者のJISは、IECでほぼ対応している規格でございまして、そんなに差はないので、まだ1週間なので十分検証できていないのですけれども、IECのものでもほぼ同じことを狙っているということかなと今のところ見ているところでございます。

後者の蓄電池システムのJIS4412というほうは、それに近いIECの規格がございしますが、これと少しカバーしている領域が違っていたりもします。この元になるIEC62909というものをベースに日本の工業会のほうでつくられたものなのですが、パーツで違っている部分について、安全性の観点からいろいろな追加をしている部分がございます。例えば筐体の金属板の厚さなどの強度に関するところでやっていたりするので、もともとの狙っているものが違っているところがあるのですが、それが合理的なものかということをしっかり見たいと思います。つまり、過剰な規制になっていて参入しにくくなっているということであれば、この補助金の趣旨に沿っていないということも考えられますので、そういった点も含めてこれから検証した上で、必要があれば見直していこうと思っています。

これは補助金の要件でございまして、法律に基づいてリジットにこの規格を強制規格

として適用しているというものではございませんので、状況を見ながらこれは大丈夫かなという形で確認が取れば、それを運用上JISだけではないものにするというのも多少柔軟にできると思っています。それで専門家と議論しながら、やはりJISのほうに多少経緯があって日本が違うということであれば、その補助金の要件なので、そこは柔軟に変えるということもできますので、補助金の執行の時間軸はありますので、その中でこういったことができるかということの前向きに検討させていただければと思っています。

以上でございます。

○山田参事官 時間の関係で②と③も一言ずつコメントをいただければと思います。A全体でまずコメントをいただいて、それで委員から御発言いただきます。

○経済産業省（小川課長） こちらにつきましては、資源エネルギー庁電力基盤課長の小川からお答え申し上げます。

まず、八田委員におかれましては、貴重な御提言をありがとうございました。我々もこの局面、系統のアクセスのところでは、そのほかも含めて制度的な蓄電池固有の課題というのがたくさん出てきている中で、一つ一つスピーディーにまさに対応していこうと思っているところであります。

そうした観点から、②につきましてはどのようなことができるか。現行、誤った解釈がなされているのかどうかはちょっと分かりませんが、安全基準と連系に必要な技術要素とのすみ分けが明確でないという点は、もしそうだとした場合にこれがグリッド・コードそのものを書くのがいいのか、別の形でどこかに明確化するのがいいのかは検討したいと思っておりますけれども、明確化というところは前向きに考えていきたいと思っています。

それから、③の適正化といった点は、JIS規格の要件を超えた要求というのが具体的にどういうところがあるのかという辺りはよく確認していきたいとは思っておりますが、JETからのペーパーにもありますように、JETとしてもしっかりユーザーの声に答えていきたいというところでもありますので、私どもはJETをいわゆる所管で指導する立場ではありませんけれども、一方で、蓄電池の認証には大事なところでもありますので、その取組状況をしっかり見ていきたいと考えております。

私からは以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

以上のところで委員の先生方からコメントがございましたら、お願いしたいと思います。

川本さん。

○川本構成員 最後の点について質問です。JETについて所管はしていないと小川課長が御指摘されたのですが、これは私も詳細に法律的な関係までは分からないのですが、仮にいわゆる公益的な団体であるJETが不適切な制度運用をしているということである場合に、その是正をすべき指導というのは、経産省でないとすると内閣府なのか、政府の官庁のどういうところがやることになるのでしょうか。それを質問させてください。

○山田参事官 大林さんからも手が挙がっているので、大林さんのコメントも踏まえた上

で、経産省から回答をお願いします。

○大林構成員 ありがとうございます。

私もまず、川本さんがおっしゃったこととお聞きしたいと思っていましたのと、もう一つは、稲邑さんが御説明になられたところの二重の基準で非効率性が増しているかどうかというのを見ていくという話をされていたのですけれども、日本だとやはり違う、JIS規格でないと、とおっしゃっていたのですけれども、それはどういうことですか。日本だけ、連系するときにはちょっと湿気が多いからといったことがあるのでしょうか。そこをお聞かせ願いたいと思いました。

○山田参事官 それでは、2点、御回答をお願いします。

○経済産業省（稲邑課長） 大林さん御指摘の点でございますが、そもそも蓄電池システムの日本のJISとIECの関係性なのですが、日本の家庭用の蓄電池システムでJISをつくる時に参考にしたIECというものがあるのですけれども、若干違うものを念頭に置いたJISでございます。太陽光パネルと家庭の中の電気をつなぐ間で周波数や直流・交流を変換するパワコンを念頭に置いたもので、共通している部分はあるのですけれども、ちょっとそもそも違った製品で、それが既存のIECに近いということで、IECから派生する形でJISをつくったという経緯でございます。なので、apple to appleで完全に対応するものがなかったというのが当時JISの原案をつくった方のメモで書いてありました。

そういう意味では、今、そのつくった日本の家庭用蓄電池システムのJISという形で安全性を担保しているものを補助金の要件としているのですけれども、同じように、家庭用蓄電池システムの立派な国際規格で、ひょっとしたらもうちょっと発展したのものがあるかもしれないのですけれども、そういったものがあって、そういったものを使いたいという事業者さんがいらっしゃるのであれば、それはオープンに議論して、それがJISとどうであるか。この比較をテクニカルにやるのは結構難しいと思います。さっきの筐体の強度の金属板の厚みみたいなどころまで見ていくのは本当は難しいのですけれども、これは補助金の執行でございますので、ある程度法律に基づく安全規制ほどリジットではなく柔軟にできるのではないかなと考えているところでございますが、いずれにしろ先週出てきた話なので、まだ日本のJISがどこまで安全性について細かくやっていて、それが過重ではないか。それとほかの類似の規格の関連性みたいなものは、専門家の意見を伺いながら整理したいと思っているという状況でございます。

○大林構成員 1点だけ確認なのですけれども、IECの基準づくりのときに日本も参加されていますね。それで一旦できているということによろしいでしょうか。

○経済産業省（稲邑課長） ちょっとそこは確認できていないのですけれども、恐らくこういうときには日本の方も入っていることが多いと思います。それを引いてつくったJISの中で、随所にIECのここを参考にしたとか、それをベースにしているのですけれども追加しているときに、次のIECの規格の見直しの際に修正提案することを検討するということを書いていたりするので、やはり日本の技術者の方もIECをもっと発展させていこうとい

うことで、自分たちの持っているいいものを入れ込んでいこうという発想もあるのだと思います。それを本当にそのまま補助金の採択のときに入れていくべきかどうかというのはしっかり見ていきたいと思います。

○山田参事官 1点目のほうは。

○経済産業省（小川課長） 1点目については、こちらは一般財団法人になりますので、いわゆる準則に基づいて株式会社みたいなものと御理解いただければと思います。一般的なルールに従って設立している、どこかの省庁が所管するものではない、何か重大な違反があったら解散命令を裁判所が出すといったものになりますので、従来の社団法人、いわゆる財団法人のどここの省庁が所管してというのがなくなって、一般ルールに従って設立された純粋な民間の法人になります。

以上です。

○山田参事官 どのように対応させるかというところの質問もあったと思うのですけれども。

○経済産業省（小川課長） そういう意味では、会社と一緒に言ったら変ですけども、その内部的な管理になりますので、もちろん法的な権限ではないですけども、コミュニケーションを取るのももちろんありますけれども、どここの省庁が何か法的な裏づけをもって指導・監督をするというところはないというものになります。

○山田参事官 ありがとうございます。

ちょっとまだまだ御意見などがあるかもしれませんが、時間の関係で一旦Bのほうに進ませていただいてまいります。Bの①については何か経産省のほうからコメントはありますでしょうか。

○経済産業省（小川課長） まず、①ですけども、期間の短縮、費用の適正化自体は重要なことだと思っております。

一方で、現状、こちらを送配電事業者を確認する限り、おっしゃったような諸外国との比較は手元で十分確認できていないのですけれども、これが低圧なのか高圧なのかというのはありますけれども、少なくとも低圧のところでありまして、一般的に1か月という期間の中、実際には2～3週間のものが多いと聞いておまして、これが諸外国のこういった状況のものと比べて非常に長いかというところは私どものほうでも確認できておりません。

そういった意味で、その上で今後しっかり確認せよという御趣旨ということであれば、それ自体は今後、もう少し海外の状況を確認していくというのは進めていきたいと考えております。

○山田参事官 委員の先生や、あるいは要望者のテスラのほうから何かコメントはありますか。なければ、次に行きたいと思いますが。

○八田構成員 今のところですけども、私どもの調べたところでは、低圧に関しても海外は日本よりもかなり短い事例があります。これについては、多くの国での事例をぜひお

調べくたされれば、と思います。高圧の場合には非常に大きな差があるということです。

現在日本では、送配電に対して独占を認める代わりに送配電料金を厳しく規制しているわけです。それなのに、蓄電池を利用することに関しては、送電線のユーザーが支払うコストが非常に高くなる仕組みを残している。独占を許可している企業である以上、個別協議に関して不要に時間がかかったり、コストがかかったりすることは、国が適切に取り締まるべきではないなかとと思います。

○山田参事官 高橋先生。

○高橋構成員 ありがとうございます。高橋でございます。

今、もう①番から③番の話に広げたいと思っているのですが、JETの話が今ちょうど八田先生からも出てまいりました。まず簡単な確認ですけれども、もともとのこの仕組みは先ほど民間ベースだというお話もありましたけれども、とはいえ、八田先生がおっしゃるとおり、これはもともと独占の系統接続に関わる話ですので、重要だと思うのですが、もともとJETさんに独占でやらせるような仕組みになっていない、ほかの認証機関も参入して競争したらいいというところはいかがでしょうか。そういう認識で正しいでしょうか。経産省さんをお願いします。

○八田構成員 1つだけ。私が指摘したのは送配電の独占です。料金設定に関しても、個別協議に関してもちゃんと国が監督すべきだということです。今、高橋先生がおっしゃったのは、それに加えて認証機関も独占だということですね。

○高橋構成員 そうですね、そういう法定独占の仕組みの中でJETさんがこの業務において事実上独占のような形になっていることというのは、本来そういう意図ではありませんよねということの確認です。

○山田参事官 では、それぞれお答えいただけますでしょうか。

○経済産業省（小川課長） まず、独占の仕組みではないですねという確認ということ言えば、まさに御指摘のとおりで、どのような事業者がこの認証を行ってもよいものとなっております。

ただ、現状は他の機関が参入していないということで、今後、どうしてそういう状況にあるのかというところが②の課題になってくるのかと理解しております。

私からは以上です。

○高橋構成員 続けてよろしいですか。

だとすると、これだけ事業者から問題があるという御指摘があるわけですが、それは経産省さんとしてはJETさんが実質独占している、ほかのところの参入がないということを確認されているということでもいいのか、確認されているのだとすると、それに対してどのように措置を取ってきたのかとか、今後取るべきだということはいかがでしょうか。

○経済産業省（小川課長） まず、他の参入がないということは認識をしております。直接なぜ参入しないかということ個別に候補となる機関に聞いて回っているものではありません。

ませんので、推測にはなりますけれども、一般的にはこういった事業に参入するに際して、例えば経済的にはあまり魅力的でないといった事情があるのかなということは思っておりますけれども、何か具体的な裏づけがあるものではありません。

今回の参考資料にありますJETさんの資料を見ますと、これまで10年間で100モデルぐらいの認証とありますので、年間10件ぐらいあるのかなというのは見ておりますけれども、そういった場合、他の認証機関としてここに入ってくるのにどれぐらい魅力があるのかといったところが出発点かなと感じております。

以上です。

○高橋構成員 ありがとうございます。

私どものタスクフォースで議論した中では、提言書にも書いてありますし、資料5-3の3ページ目にも絵で整理をしましたけれども、もともと国が、先ほど八田先生がおっしゃったとおりこの独占事業を管轄している中で、送配電等業務指針がつくられているところ、そこではもちろんJETがどうのこうのというのは書いていないわけですが、右下の系統連系規定になってしまうとJETという名前が出てきて、あたかもJETしかできないように読めるようになっていて、そこでJETのところに行くとき非常にお金や時間がかかるというのがかなり制度上の問題ではないかと。

もちろん直接経産省がこの系統連系規定を書いているわけではないというのは恐らく言われるのではないかと思いますので、もともとこれは独占時代から始まって、しかももともと国の機関から請け負った仕事を一般財団法人として今やっているという流れがありますので、純粋に民間企業が単体でやっているわけではないということもございまして、こういうことは申し上げたくないのですが、経産省の方が理事長になったり、電力会社の方が理事になったりしている。もちろん私は全くそんなことは関係ないと思っておりますけれども、やはり李下に冠を正さずという言葉もございまして、ここはそもそも送電事業を所管されている経産省さんのほうでそういう問題が起きているとすると、もう少し積極的に何が問題なのかということを経産省さんに精査した上で、しかるべく指導をされてはいかかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○経済産業省（小川課長） まず、そのしかるべき指導というのは、まずどこに問題があるのかということからだと思います。今おっしゃっているのは、認証機関がほかにいないということをもってそこが問題とおっしゃっているのかなとも思いましたが、根っここのところは、提言にも記していただいたように、それによって例えばコストが高くなっているという弊害がどうなのかというのは、先ほど申し上げましたけれども、確認はしていきたいと思っております。

その上で、仮定の話ですけれども、何かここが異常に不当なコスト高になっているとか、期間が不当に長いものになっているという場合、相手が送配電事業者なのかJETなのかというところでは変わってくるのでしようけれども、私どもとしても当然問題がある場合には、できる範囲のところに対応していく必要があると考えております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

JETの認証行為の独占は、別にJETだけに認められたものではないというのは③の話ですが、②の自己認証についての提言部分については何か経産省からコメントはありますでしょうか。要は自己認証でいいではないかということを確認にしてくださいというのがこの趣旨になるのですけれども。

○経済産業省（小川課長） こちらは、今も別に認証がなくてもよく、実際、送配電事業者を確認しますと、認証があるものに比べるともちろん時間がかかる傾向にはありますけれども、それほどいたずらに何か月もということでは長くなるのではなくて、実際にそういう例も結構あるとは聞いておりますので、ただ、ここの御趣旨がそういう道もあるということを確認すべきでないかということかとも理解しましたので、その理解・周知ができていないということだとすると、その点については前向きに対応していきたいと考えております。

○山田参事官 ありがとうございます。

委員の先生、事業者の方、よろしいですか。

大林先生、お願いします。

○大林構成員 私は先ほどの議論の続きも兼ねてなのですが、今、③のところを話しておりますが、①のところ、民間の企業であって、特段指導をする立場にないということをおっしゃられたのであれば、民間の企業が推奨する試験の手続について、先ほど八田先生からも確認のあった独占の立場にある者がそれを推奨していくというのはちょっとおかしいのではないかと思います。あとは事業者さんの資料等を見ていきますと、この試験の中身そのものが非常に分からない。どちらかというとJETの営業秘密になっているということで明らかにされていない。

そうしますと、これは明らかに会社の営業方針に左右されるということになりますので、もし公的な役割を担う機関であれば、こういったやり方を公開していくということが一つなのだと思いますし、これは資源エネルギー庁さんの管轄ではないと言われればそれまでなのですが、例えばほかの電気機器に関しては複数の認証機関というのがあって、それが競争しながら、公開しながら、機器の迅速な認定に向けて活動しているわけですね。例えばJETで数か月かかってしまうということになってしまった場合には、蓄電池の認証が遅れてきているということで、先ほどのテスラさんの資料などを見るとコストも高くなっている現状がありますので、ここについては認証のビジネスをやってもなかなか儲からないからほかが参入しないのではないかとではなく、認証への参入を促すような仕組みというのが期待されるのではないかと思います。

○山田参事官 続いて、八田先生、お願いします。

○八田構成員 今、エネ庁がおっしゃった個別協議において自己認証を活用できることが今はあまり知られていないから、これについては周知するように努めたいとおっしゃった

のは大変重要なことだと思います。ぜひそうしていただきたいと思います。

その一方で、費用に関しては国際的に比べて日本が高く、期間が長いということを私どもは指摘したわけだけども、元来、どれだけ個別協議に時間をかけるべきなのか、お金をかけるべきなのかということは、経産省のほうがかちんと精査すべきなのではないかと思っています。これには、電力料金の査定にかけているのと同じような非常にエネルギーをかけるべきです。しかも電池の重要性はますます高まりますから、査定の重要性も高まります。

そうすることによって、非常に安く個別協議や自己認証ができるようになると、そもそもJETでやるのが意味がなくなってしまうでしょう。そこでは恐らくは外国のような自己認証の手続をどんどん入れていくことになると思います。このため、認証のための料金や期間に関する関与を役所として強めていただきたいと私は思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

八田先生のコメントは②に関するところですね。

○八田構成員 ②と①の両方ともですね。

○山田参事官 そうですね。あと、④に関しても大林さんと八田先生からコメントがあったと思いますが、回答のほうも④まで含めてお願いしたいと思います。

○経済産業省（小川課長） それでは、まず大林委員からいただいた点で、まず民間法人だとすると推奨するのは変でないかという御指摘については、高橋委員から既に御指摘いただいています、それを記している系統連系規定自体はある意味公的な関与はなく、民間でできているものであるという意味で、それを推奨するのが私どもの立場で変ということを上申する立場にはない一方で、この規定自体は、これも高橋委員から御指摘がありましたように、送配電事業者が関与してできているものでありますので、そういった観点からのちょうど間のようなところ、例えばあたかもそれを使わなければならないぐらいの書き方になっているとまさに誤解を与えますし、一方で、実態としましては、まさにこれを使わない例が自己認証でやっていると、そちらでコストがかからないし、期間もそんなにということに使われている。ただ、その周知ができていないというところだと理解しましたので、ここはしっかり取り組んでいきたいと思っています。

それから、試験の中身のところは、JETさんに確認した限りで言いますと、通常、こういう試験の中身については、受ける当事者には当然示していきますけれども、ある意味認証機関としてのどういうやり方でやるかというところはノウハウのところであるので、それを一般的には公開しないというのが通常であると聞いてはおりますけれども、これ自体がどこまでなのかというのは私どものところで判断はできておりません。

それから、八田委員から御指摘の点、公的な関与を強めるべきといったときに、おっしゃるようにまず送配電事業者のところの個別協議のところは、当然我々の定めている例えば低圧1か月というのがどうなのか、実態はどうなのか、今回も確認してそれよりも短く通常2～3週間でできているというのは確認しております。そういった意味では、引き続

きここが不当に長いものでないかといった点は見ていきたいと思えます。

一方で、費用とおっしゃったのは、恐らくここのところはJETさんの認証の費用のことなのかと思っていて、そこまでいくとなかなか直接的にカバーしていくのは、独占状態かどうかというのは別としまして、自己認証というほかの道もある中での費用というのが高過ぎるかどうかを見ていくというところは、今の私どもの立場では難しいかなと思っております。

以上です。

○山田参事官 テスラの永岡さんから手が上がっています。お願いします。

○テスラモーターズジャパン合同会社（永岡マネージャー） さっきの話から挙げたままだったのですけれども、先ほど自己認証で個別協議が省略という話があったと思うのですが、私が聞き間違えていたら申し訳ないのですけれども、これが既にできるという話をお伺いしたような気がするのですが、ごめんなさい、我々もこれまでの認証の過程でかなりいろいろ経験をしていますけれども、そういった認識がなかったもので、ぜひこれは周知をしていただきたいというところと、テスラ日本側のほうでもし何かこの件で意見があれば、山口さんや天野さん、お願いします。

○テスラモーターズジャパン合同会社（山口シニアセールスエンジニア） テスラの山口です。よろしく願いいたします。

先ほど永岡永が申し上げたように、自己認証があるということに関しては私どもも今までお伺いしたことがなかったので、重ね重ねになりますが、こちら周知徹底というところをお願いできればと思えます。

これまで弊社で経験したところと言えば、JET認証がない製品、弊社の家庭用蓄電池であるPowerwallといったものが当たってくるものなのですけれども、こちらに関してJET認証がないのであれば、やはり代表機試験データを出して、最終的にはシリアルテストのデータを出すことによってグリッドに接続ができるようになるということで御意見をいただいておりますので、一般送配電事業者様のほうから直接的にもそういった御指示、または自己認証という部分での存在自体の御連絡というところもいただいたことがないというのが実情でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

今、⑤の話も少し出しましたけれども、何かこれに対して経産省からコメントはありますかでしょうか。

○経済産業省（小川課長） ありがとうございます。

まず、個別協議のところでありますけれども、自己認証で個別協議を省略できるというものではなくて、もともと認証を得た場合にはスピーディーに行きますよと、非認証の場合にはいろいろデータなどを出していただきながらやっていきますという立てつけであります。

それを積極的に電力会社が伝えてこなかったというお話があったかと思えますけれども、

もともとの連系規定との関係で言えば、明文化されていないけれども、認証を取らなければいけないとはむしろなっていない中ではあるので、ただ、この点、認証以外の道があるというのがむしろ今の書き方だと不十分だということでありましたので、重ねてですが、ここについてはどんな対応ができるか考えていきたいと思っております。

あと、全数のところは、これ自体が過剰なものなのかどうなのか、一般的にはこの分野に限らず、特に国内のいろいろな電気製品ではこういった形での全数検査、テスラさんでも全数要求自体はむしろ海外でもあるけれども、その中身のところでどこまでの検査結果を要求するかというところの御指摘だったかと思っておりますので、他の分野との関係も含めて見ていかなければいけないのかなど。この分野でこういうものを求めているというのが海外と比べて高過ぎるという御指摘は理解しました。一方で、国内の他の仕組み等の中でここだけが飛び抜けているのかどうかというところは、国内の消費者安全性の確保という観点から検討が必要なのかなと感じました。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

本日、先ほども少し申し上げましたが、JETからも参考資料1が出ておりまして、こちらについて事業者の立場から何か認識が違う等のコメントがありましたら、併せてお願いしたいと思います。

○テスラモーターズジャパン合同会社（永岡マネージャー） それでは、森本のほうから御説明をさせていただきます。

○テスラモーターズジャパン合同会社（森本シニアプロジェクトエンジニア） テスラモーターズの森本と申します。

まず、こちらの米印のところにつきましてですが、JETのほか、2つの認証機関が参入されているというところなのですけれども、こちらは事実上JETというところが弊社の経験しているところではございます。また、JETのほかの3つの認証機関が参入されているという後のほうの文章につきましても、Sマークにつきましてもの話かと思っております。

その次のページの②の2ポツ目なのですけれども、ここでSマーク認証を発行している4機関への認証製品について、適切な試験データの提出があれば受け入れる運用に改善というところを書いてあるのですけれども、実質弊社が試験を別の方法で規格を満たしているというところを言っても、ここは認めていただけないという経験がございます。ですので、こちらに記載されているものと、実際に事業者として経験しているというところの乖離は少なくともあるのかなと思っております。

③は先ほどの透明性の話と重複するので省略いたします。

まずはこちらでよろしく申し上げます。

○テスラモーターズジャパン合同会社（永岡マネージャー） ちょっと補足すると、②番のところは我々と認識が違うというところなのですが、JET様よりJET以外の機関で取得したもののについて受けられず、再試験の対象になるという回答を複数回頂戴しておりまして、

直近でも2023年6月30日に意見を頂戴しているというところなので、それ以降、5か月間ありますけれども、我々としては少なくとも非常に直近でもJET様がおっしゃっていることと、ここに記載している②番のところは差異が生じていると感じております。

○山田参事官 ありがとうございます。

そろそろ終わりの時間が近づいておりますけれども、何か最後に一言ありますか。

八田先生、お願いします。

○八田構成員 送配電の規制料金に関しては、電力会社の人天下った会社に対して随意契約を結んでいる場合の取引費用は、そのままでは、料金原価として認められません。国は非常に厳しく査定をしています。

電力会社のOBが天下っているJETの独占を許して、蓄電池の接続に関する認証に高い料金を取っているのは、自社の天下り機関に対して随意契約をするというのと極めて似た構造になっていると思います。電力会社のOBがJETに天下っていることは、JETに政府のOBが天下っていることよりも、より大きな問題をはらんでいるのではないかと思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

よろしいですかね。

それでは、最後に河野大臣から御発言をいただいて、今日の議論を終わりたいと思います。河野大臣、よろしくをお願いします。

○河野大臣 本日はお忙しい中、テスラモーターズジャパンの皆様、御参加をありがとうございます。また、経産省並びに公正取引委員会の皆様、それから再エネタスク委員の皆様、ありがとうございます。真剣に御議論をいただきましたこと、御礼を申し上げたいと思います。

日本の産業、あるいは企業の競争力が規制であったり、認証であったり、あるいは手続のよく分からないところで損なわれているというものの一つでもあり、また、ユーザーのほうにも結構多大な迷惑がかかっているものなのかなと思いました。

私たちが守らなければいけないのは、規制や規則ではなくて産業や日本企業の競争力なのだと思います。そういう意味で私が今日の議論を聞いていて非常に不思議だったのは、これだけの事態が起きているのに、経済産業省はなぜ気づいていなかったのだろうか、いや、気づいていましたという御説明がありましたが、気づいていたのであるならば、なぜ経済産業省が是正してこなかったのかというのがよく分からないところです。結局認証のところであったり、いろいろなルールで世界とちょっと違う、ガラパゴス化してしまった日本市場の中で物の値段が上がり、ユーザーからしてみればコスト高、サプライヤーからしてみれば競争力が低下するという中で、なぜそれが是正されずに今日まで来てしまったのかというのは非常に不思議です。

今回のこのテーマは、先日閣議決定した経済対策の中でも先行的に見直すということが合意されておりますので、今日、いろいろ議論になったことについては経産省にスピード感を持って対応していただきたいと思っております。

JETからもペーパーを頂いているようですが、JETがどうこうということではなくて、きちんと規格がはっきりしている、認証のルールがはっきりしている、あるいは系統連系のルールがはっきりしているということで、認証においても独占ではない、競争がちゃんと行われていて、コストや時間といったものが優れているほうがお客さんを集めるということになるのだらうと思いますので、この部分できちんと競争ができなければならないと思っています。

ですから、JETにもう少しちゃんと対応させますではなくてルールを明確にする、あるいはルールを変えるということなのだと思いますし、紙の上ではこうなっていますではなくて、事実上そうになっているかどうかというのが問題なのだらうと思いますので、経産省においてはこの部分を早急に対応していただきたいのと同様、こういう例がほかにもあるのではないかと思うのですね。再エネの分野、あるいは電力の系統連系であったり、こういうものがほかにはないのかということを経産省、エネ庁で明確に調べて、問題があるものがあれば、再エネタスクのほうに御報告をいただいて、どのように対応するかということを明確にしていきたいと思いますし、再エネタスクのほうも同じように何か阻害事項になっているものがないか、これまでもやってきてもらっておりますが、引き続き精力的にそういう情報を集めて対応をしていかなければいけないと思いますので、お願いします。

再エネに関する出力抑制がかなり増えているのだらうと思いますが、そういう中で蓄電池を大量に導入するということが再エネの普及の鍵になるはずで、その導入がなかなかできない、その導入の障壁があるということは徹底して排除していく必要があるのだらうと思っておりますので、そこのところはしっかりやっていただきたいと思います。

また、送配電事業につきましても、蓄電池を系統に連系する手続について、同じようにコストがかかったり、時間がかかったりということは、日本の再エネの普及の阻害要因になりますので、ここについてもしっかり見ていかなければならないと思います。今日は公正取引委員会にも入っていただいておりますので、少し再エネタスクのほうで公正取引委員会に御相談をして、必要な対応があるならば、そこは公取に対応をお願いするということかなと思います。

それから最後に、八田委員から御指摘がありました、電力会社からの天下りではないかということは、消費者庁のほうで電力料金のところで調達の議論というのも様々ありました。これは再エネタスクと消費者庁のほうで一度御相談をしていただきたいと思っております。

それから、JETの歴代の理事長が経産省のOBになっている人が多いのではないかと。JETの認証、あるいはJETの半ば独占が経産省OBの天下りの仕事づくりになっているところがないのかというのは、行革推進本部のほうと内閣人事局でもしっかり見ていかなければならないと思いますので、これは経産省からJETに移った経産省OBのリストを提出していただきたいと思います。行革の観点からも、この部分は見えていく必要があるのかなと思っております。

今日の議論を踏まえまして、蓄電池の導入に当たって個別協議の在り方、あるいは認証制度の在り方について、できるものはさっさと年内に検討を終えて改善が動き出すということにさせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、経済対策でも先行的な見直しということになっておりますので、スピード感のある対応をお願いして終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

本日の議題は以上といたします。

次回のタスクフォースの日程につきましては、ユーチューブの動画概要欄に記載している規制改革推進室の公式ツイッターにおいて今後、随時告知いたします。

それでは、本日のタスクフォースを終了いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。